

平成 2 5 年 度

御 所 市 公 営 企 業 経 営 健 全 化
審 査 意 見 書

御 所 市 監 査 委 員

監査報告第6号

平成26年8月1日

御所市長 東川 裕 様

御所市監査委員

和田 正 吾

安 川 勝

平成25年度御所市公営企業経営健全化の審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された下記の公営企業における平成25年度御所市公営企業経営健全化にかかる当該資金不足比率等について、審査したので、その結果について次のとおり提出します。

記

- (1) 地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する企業（法適用企業）
 - 御所市水道事業会計
- (2) 地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業のうち、法適用企業以外の企業（法非適用企業）
 - 御所市下水道事業特別会計
 - 御所市国民宿舎葛城高原ロッジ特別会計

平成25年度 御所市水道事業会計経営健全化に関する審査意見書

第1. 審査概要

この経営健全化に関する審査は、御所市長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第2. 審査結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率については、法令等に照らし、比率の算出過程に誤りがなく、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成され、法令等に基づき公平な判断と適切な算定要素が比率の計算に用いられ、かつ誤りがなく、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	平成25年度	平成24年度	経営健全化基準	備 考
資金不足比率	— %	— %	20.0 %	

(2) 個別意見

平成25年度決算審査意見書に記載した水道事業の財務の短期流動性を表示する流動比率は936.62%となっているが、経営健全化審査における資金不足比率を算出するにあたって、実質的な資金不足額を把握するため、平成26年度に償還する企業債の予定額を「1年基準」に基づき流動負債に算入して計算すると、実質流動比率は358.23%となる。

したがって、実質的な資金不足比率は△93.11%となり、前年度と比較すると△11.85%下回って改善されており、経営健全化基準の20.0%と比較すると、なお良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成 2 5 年度 御所市下水道事業特別会計経営健全化に関する審査意見書

第 1 . 審査概要

この経営健全化に関する審査は、御所市長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第 2 . 審査結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率については、法令等に照らし、比率の算出過程に誤りがなく、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成され、法令等に基づき公平な判断と適切な算定要素が比率の計算に用いられ、かつ誤りがなく、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	平成 2 5 年度	平成 2 4 年度	経営健全化基準	備 考
資金不足比率	- %	- %	20.0 %	

(2) 個別意見

平成 2 5 年度の御所市下水道事業特別会計の資金不足比率は、事業規模 91,303千円に對して資金の不足額がないので、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成25年度 御所市国民宿舎葛城高原ロッジ特別会計 経営健全化に関する審査意見書

第1. 審査概要

この経営健全化に関する審査は、御所市長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第2. 審査結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率については、法令等に照らし、比率の算出過程に誤りがなく、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成され、法令等に基づき公平な判断と適切な算定要素が比率の計算に用いられ、かつ誤りがなく、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	平成25年度	平成24年度	経営健全化基準	備 考
資金不足比率	— %	— %	20.0 %	

(2) 個別意見

平成25年度の御所市国民宿舎葛城高原ロッジ特別会計の資金不足比率は、事業規模98,626千円に対して資金剰余額が発生しているため、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。